

市第 102 号議案

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更
の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について
次のように認可する。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17
年 3 月24日議決）の一部を次のように変更する。

第 9 項中「1.05」を「1.08」に改め、第14項中「他の」を「健康
保険法第63条第 2 項第 4 号（同法第 149 条において準用する場合を
含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第 2 項第 4 号
に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）として他の」に
、「1.05」を「1.08」に改め、第16項中「入院時の特別室」を「選
定療養として特別の病室の提供を受ける場合」に改め、同項第 1 号
ア(ア)中「26,250円」を「27,000円」に改め、同号ア(イ)中「23,100円
」を「23,760円」に改め、同号ア(ロ)中「16,800円」を「17,280円」
に改め、同号ア(ハ)中「9,450円」を「9,720円」に改め、同号ア(ニ)
中「6,300円」を「6,480円」に改め、同号イ中「3,150円」を「
3,240円」に改め、同項第 2 号ア中「39,900円」を「41,040円」に
改め、同号イ中「26,250円」を「27,000円」に改め、同号ウ中「19
,950円」を「20,520円」に改め、同号エ中「15,750円」を「16,200
円」に改め、同号オ中「11,550円」を「11,880円」に改め、同号カ
を削り、第18項第 1 号ア中「5,250円」を「5,400円」に改め、同
号イ及び同項第 2 号ア中「2,620円」を「2,700円」に改め、同号

イ及び同項第 3 号中「1,050 円」を「1,080 円」に改める。

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について認可したいので、地方独立行政法人法第 23 条第 2 項の規定により提案する。

参 考

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可

(抜粋)

$$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{変更案}}{\text{現行}} \right)$$

- 9 一般診療（次項から第13項までに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。）

次に掲げる算定方法又は基準（以下「算定方法等」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額

(第1号から第3号まで省略)

- 14 健康保険法第63条第2項第4号（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）として他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受ける場合の手数料

第9項第1号に掲げる算定方法により初診料及び診療情報提供料（紹介に係るものに限る。）として算定される額の合計額に相当する額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額

- 16 選定療養として特別の病室の提供を受ける場合の1日当たりの入院時の特別室
使用料

(1) 横浜市立大学附属病院

ア 1人室

(ア)	A室	<u>27,000円</u> 26,250円
(イ)	B室	<u>23,760円</u> 23,100円

市第 102 号

(ウ)	C 室	<u>17,280 円</u> 16,800 円
(エ)	D 室	<u>9,720 円</u> 9,450 円
(オ)	E 室	<u>6,480 円</u> 6,300 円
イ	2 人室	<u>3,240 円</u> 3,150 円

(2) 横浜市立大学附属市民総合医療センター（1 人室）

ア	A 室	<u>41,040 円</u> 39,900 円
イ	B 室	<u>27,000 円</u> 26,250 円
ウ	C 室	<u>20,520 円</u> 19,950 円
エ	D 室	<u>16,200 円</u> 15,750 円
オ	E 室	<u>11,880 円</u> 11,550 円
カ	F 室	<u>7,350 円</u>

18 診断書等の交付手数料

(1) 診断書

ア 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの

1 通 5,400 円
5,250 円

イ その他の診断書 1 通 2,700 円
2,620 円

(2) 証明書

ア 医師の診断を必要とする証明書 1 通 2,700 円
2,620 円

イ その他の証明書 1 通 1,080 円
1,050 円

(3) その他の文書 1 通 1,080 円
1,050 円

（第 4 号省略）

地方独立行政法人法（抜粋）

（料金）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。